日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第2号

日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 日本平からの快適な眺望の場並びに日本平の歴史的及び文化的な価値に係る情報を提供することにより、人々の来訪及び交流の促進を図り、もって観光の振興及び文化の向上を図ることを目的として、日本平山頂シンボル施設(以下「シンボル施設」という。)を静岡市に設置する。
- 第3条 シンボル施設に次に掲げる施設を置く。
 - (1) 展望施設
 - (2) 庭

(事業)

(施設)

- 第4条 シンボル施設は、第2条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) シンボル施設を県民の利用に供すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。 (開館時間)
- **第5条** 展望施設の開館時間は、午前9時から午後5時まで(土曜日にあっては、午前9時から午後9時まで)とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (休館日)
- **第6条** 展望施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時 に開館し、又は休館することができる。
 - (1) 毎月の第2火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は同法に規定する休日でない日)
 - (2) 12月26日から12月31日までの日

(指定管理者による管理)

- 第7条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にシンボル施設の管理に関する業務を行わせるものとする。
- 2 前項のシンボル施設の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第5条ただし書の規定による開館時間の変更
 - イ 第6条ただし書の規定による臨時の開館又は休館日の決定

- ② 第4条第2号に掲げる事業に関する業務
- ③ シンボル施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、シンボル施設の管理に関して知事が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、前項第1号アの変更又は同号イの決定を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

- **第8条** 前条第1項の規定による指定は、シンボル施設の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。
- 2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

- **第9条** 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にシンボル施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、シンボル施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定等の公示)

第10条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若 しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても、第8条から第10条までの規定の例により行うことができる。